

資料

(横浜みどり税条例の一部改正)

平成26年3月27日
横浜市財政局

横浜みどり税条例改正後の概要

1 目的(第1条関係)

緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例・固定資産税及び都市計画税の特例に関し、必要な事項を定めます。

2 課税手法(第2・3条関係)

個人市民税及び法人市民税の均等割への超過課税

3 課税期間(第2・3条関係)

【個人】平成21年度分から平成30年度分まで

【法人】平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

4 税率(第2・3条関係)

【個人】年間900円

【法人】年間均等割額の9%相当額(4,500円～270,000円)

5 基金(第4条関係)

横浜みどり税の税収相当額については、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(横浜市みどり基金)に積み立てます。

6 固定資産税等の軽減(第5・6条関係)

【特定緑化部分に対する特例(第5条)】

敷地面積が500m²以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から平成30年12月31日までの間に横浜市と締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減します。

【農業用施設用地に対する特例(第6条)】

1,000m²以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から平成30年12月31日までの間に横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減します。

平成25年第4回市会定例会での附帯意見

【附帯意見】

横浜みどり税の延長等に当たり、次の事項について特段の努力を払われたい。

- 1 横浜みどり税の目的、内容について、今後も引き続き、市民への周知の徹底を図るとともに、その効果を市民が実感できるよう工夫を図ること。
- 2 行政改革を一層推進し、特に事務事業については、徹底した見直しを行うこと。
- 3 今後の税制改正や社会経済状況の変化等に伴う市民生活や市内経済動向を注視し、必要に応じその対策を検討すること。

資 料

(法人市民税法人税割の税率引下げ)

平成 26 年 3 月 27 日
横浜市財政局

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]: 制限税率

(都道府県分) 5. 0% [6. 0%] → 3. 2% (△1.8%) [4. 2%]
(市町村分) 12. 3% [14. 7%] → 9. 7% (△2.6%) [12. 1%]

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分に相当する規模の国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4. 4%
- ・ 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

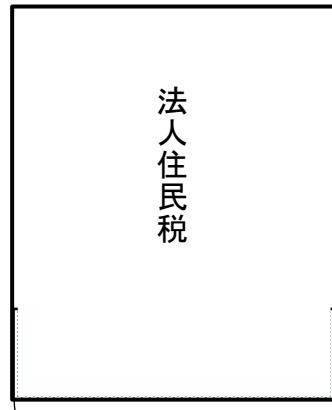
- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1／3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

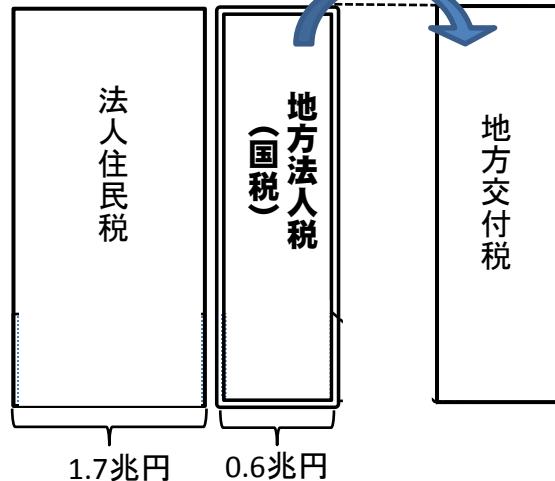
- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

法人住民税の交付税原資化及び地方法人特別税の見直し(案)

法人住民税の交付税原資化

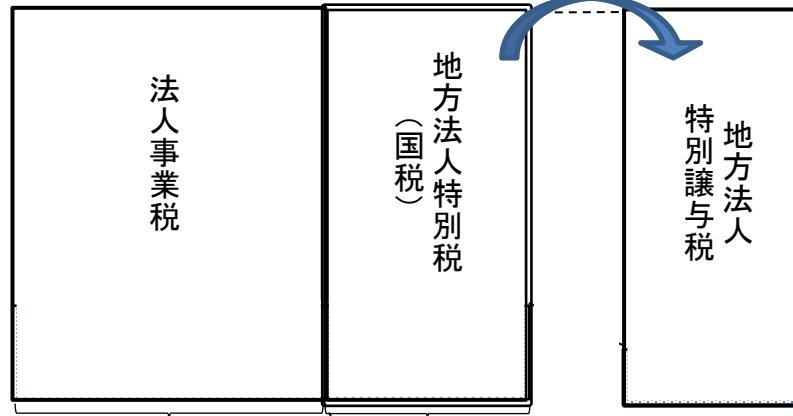


(改正案)

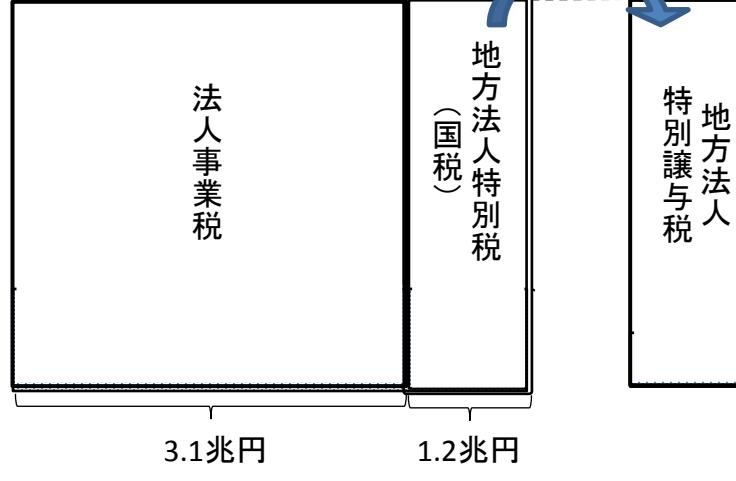


※ H19～23年度の5年決算平均
ベース

地方法人特別税・譲与税



(改正案)



※ 創設時想定、
22、23年度の3
年平均ベース

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（概要）

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会（座長：神野直彦東京大学名誉教授）を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充（付加価値割の充実等）を目指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

(参考)社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

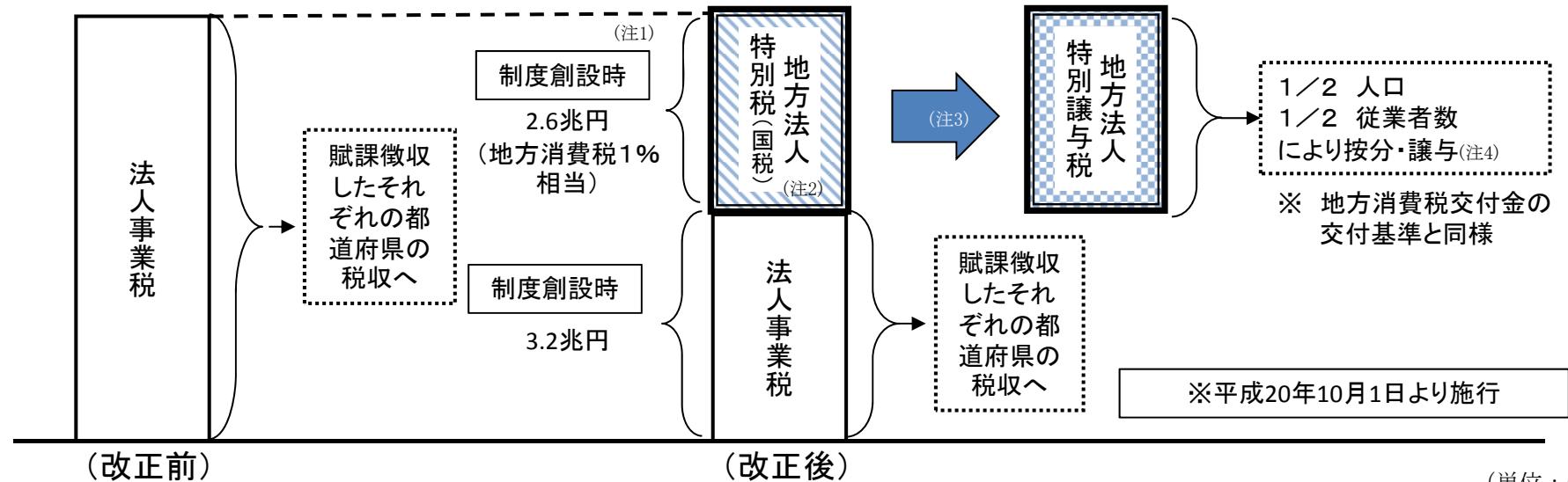
- イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
- ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

本市における法人市民税法人税割の税率

法人の区分(資本金の額若しくは出資金の額等)	税率
5億円未満	12.3%
5億円以上10億円未満	13.5%
10億円以上	14.7%

地方法人特別税・譲与税について

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として創設



(注)

- 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。
- 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

	制度創設時の想定	H23実績	H24実績(見込)	H25地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,503	25,511	26,650
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	15,427	16,709	17,643
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,950	▲1,611	▲1,855
東京都	▲3,197	▲1,510	▲974	▲1,329
愛知県	▲414	▲121	▲189	▲161
大阪府	▲265	▲166	▲214	▲218

資料

(耐震改修工事が完了した家屋に係る
都市計画税の減額措置)

平成 26 年 3 月 27 日
横浜市財政局

既存建築物の耐震改修に係る措置（案）

耐震改修促進法の改正（平成25年11月25日施行）

大規模建築物等※に対し、耐震診断を実施し、所管行政庁へ結果を報告することを義務付け

→ 所管行政庁はその報告の内容を公表

※ ① 不特定多数の者が利用する大規模な建築物等（病院、旅館等）、② 地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物、
③ 都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物

耐震改修促進のための支援策



＜税制措置の創設＞

＜地方税＞

- 耐震改修投資促進税制について、国税に準じた措置（法人住民税・法人事業税）
- 固定資産税の特例措置（平成26年4月1日～平成29年3月31日）
 - ・2年度分 対象建築物の税額を1／2減額
(1年度分あたりの減額は改修費用の2.5%まで。住宅としての特例の対象となるものを除く。)

＜国税＞

- 耐震改修投資促進税制（法人税・所得税）
 - ・25%特別償却

＜予算措置の拡充＞

- 耐震改修に係る補助の拡充（平成25年度から）
 - ・耐震改修費用の補助 国・地方併せて最大23%又は2/3 ⇒ 国・地方併せて最大2/3又は4/5

耐震基準適合住宅に係る減額制度について

平成 24 年 1 月 2 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に耐震改修工事が行われた住宅について、改修工事完了の日付に応じて、当該住宅に係る都市計画税の 2 分の 1 を減額する。

(1) 減額の要件

住宅の種類	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅（居住部分の割合が 2 分の 1 以上あること）であること
耐震改修の証明	次のいずれかの者による証明を受けていること 建築士・横浜市（担当：建築局建築企画課）・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人
改修工事金額	一戸あたり 50 万円を超えるもの（平成 25 年 3 月 31 日までに改修工事に係る契約が締結された場合は 30 万円以上）
申告書の提出	耐震改修工事の完了後 3 か月以内に申告

(2) 減額される範囲

120m ² 以下の場合	2 分の 1
120m ² を超える場合	120m ² 相当分について 2 分の 1 (120m ² を超える部分は減額されません。)

(3) 減額される期間

耐震改修の完了した時期	減額期間
平成 22 年 1 月～平成 24 年 12 月末まで	改修後 2 年間
平成 25 年 1 月～平成 27 年 12 月末まで	改修後 1 年間 ※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、改修後 2 年間

耐震改修工事が完了した家屋に係る固定資産税・都市計画税の減額措置

建築物の種類		減額割合	固定資産税 (地方税法)	都市計画税 【本市独自】
耐震診断が 義務付けら れていない 家屋	住宅	2分の1	1年度間 (19年度～)	1年度間 (25年度～)
	住宅以外	なし	なし	なし
耐震診断が 義務付けら れた家屋	地震災害時に通行を確保すべ き重要道路沿道の建築物 (地震災害時に通行を確保すべき重要 な道路の沿道で、一定の高さ以上の建 築物等)※1	住宅	2分の1	2年度間 (26年度～)
	住宅以外	2分の1	2年度間 (27年度～)	
	多数の人が利用する特定建築物等 (昭和56年5月31日以前に建築された病院、学校、店舗、 事務所等多くの人が利用する民間建築物等のうち、一定 規模以上のもの)※2	2分の1	2年度間 (27年度～)	

※1 耐震改修促進法第7条に規定される「要安全確認計画記載建築物」

※2 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定される「要緊急安全確認大規模建築物」

資料

(わがまち特例における条例で定める
特例割合の設定の考え方)

平成 26 年 3 月 27 日
横浜市財政局

地域決定型地方税制特例措置における条例委任の考え方

特例措置の主要構成要素

(①) 税負担軽減の条件：特例対象

特定の対象物等の取得・保有

特定の支出の実施 等

(②) 税負担軽減の期間：特例期間

○年間、特例措置を継続

※期間の定めがないものもある。

(③) 税負担軽減の程度：特例割合

課税標準や税額から

一定額を減額 等

条例委任の対象

<基本的考え方>

これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点や、住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえ、条例委任は次の方法により実施。

- (1) 特例措置の主要構成要素のうち、特例期間・特例割合について条例委任することを基本とする。
- (2) 特例割合等を条例委任する際には、「法律で示す一定の特例割合等」及び条例で定める特例割合等の「上限・下限」を設ける。
- (3) (2)の上限・下限のあり方は、地域決定型地方税制特例措置方式を導入する個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討する。
 - ※ 課税標準特例・税額特例の区別無く、地域決定型地方税制特例措置を導入。
 - ※ 「法律で示す一定の特例割合等」は、「参酌すべき基準」と位置付けることを基本とする。

わがまち特例の導入について【固定資産税】（案）

- 浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備に対して講じる特例措置（5年度分）を創設。

排水ポンプ

対象資産	特例率	参考
浸水防止用設備	<u>2／3を参酌して1／2以上5／6以下で市町村の条例で定める割合</u>	【具体的な対象資産】 止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機



- 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講じる特例措置（3年度分）を創設。

CO2ショーケース

対象資産	特例率	参考
ノンフロン製品	<u>3／4を参酌して2／3以上5／6以下で市町村の条例で定める割合</u>	【具体的な対象資産】 CO2ショーケース、空気冷凍システム



- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備について、対象資産を一部見直し、一部わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。

対象資産	特例率	参考
①汚水又は廃液処理施設	<u>1／3を参酌して1／6以上1／2以下で市町村の条例で定める割合</u> （現行:1／3）	
②大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	<u>1／2を参酌して1／3以上2／3以下で市町村の条例で定める割合</u> （現行:1／2）	【具体的な対象資産】 テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置
③土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	<u>1／2を参酌して1／3以上2／3以下で市町村の条例で定める割合</u> （現行:1／2）	【具体的な対象資産】 フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置

活性炭利用吸着式処理装置と一体となっているドライクリーニング機



わがまち特例の導入例【固定資産税】

特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置

○特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為(土地の形質変更、舗装等)を行う者が、新たに取得した雨水浸透貯留施設に対して講じる特例措置を3年延長。

特例対象	特例内容
雨水浸透貯留施設	課税標準の軽減率について、 <u>2/3</u> を参酌し、 <u>1/2以上5/6以下</u> の範囲で条例で定める割合

※特定都市河川…都市部を流れる河川のうち、国土交通大臣、都道府県知事が流域の区域を含む市町村長等の意見を聴取し、区間・流域を指定。

雨水貯留浸透施設具体例



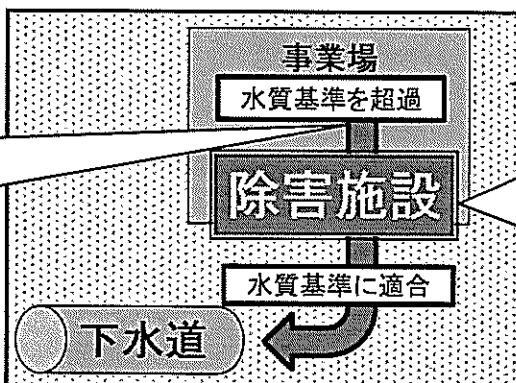
下水道除害施設に係る課税標準の特例措置

○公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設に対して講じる特例措置を3年延長。

特例対象	特例内容
下水道除害施設	課税標準の軽減率について、 <u>3/4</u> を参酌し、 <u>2/3以上5/6以下</u> の範囲で条例で定める割合

除害施設と水質保全の仕組み

- 除害施設が必要な排水
 - ・高温排水(45°C以上)
 - ・強酸・強アルカリ排水
 - ・水質汚濁防止法等の水質基準等に不適合



市町村が、設置を条例で義務づけ

(例)



pH調整槽



加圧浮上分離装置

→酸性又はアルカリ性の排水を中性化

→油脂や浮遊物質を除去

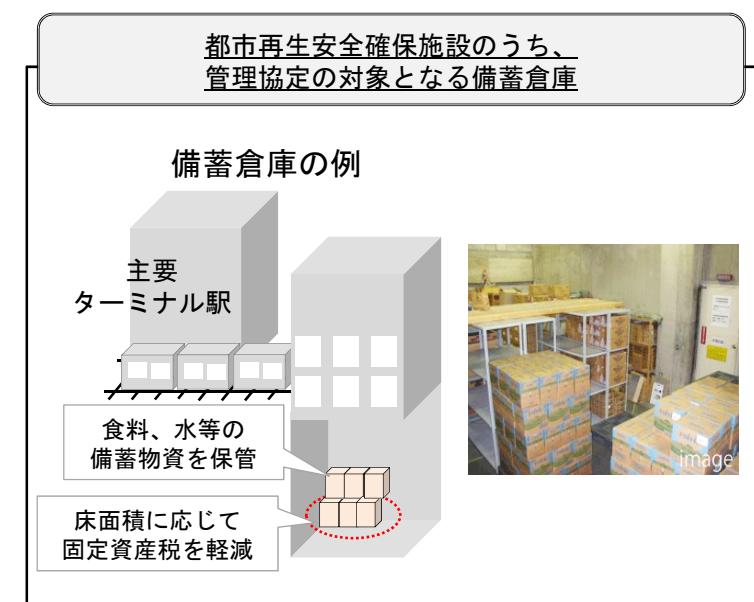
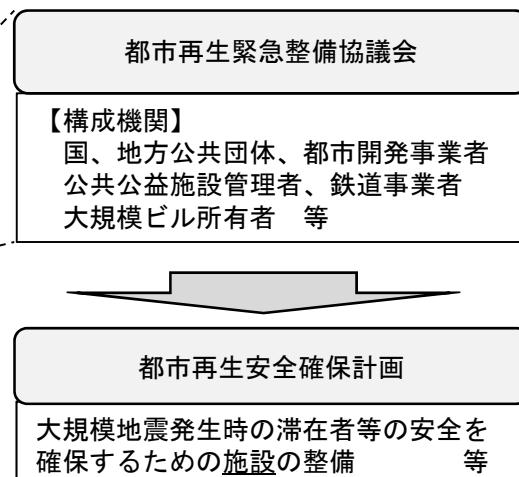
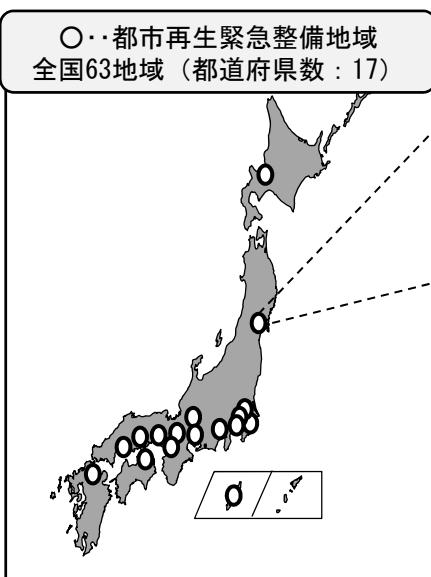
都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった 備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設

特例の概要

- 都市再生特別措置法上の都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となつた備蓄倉庫に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の5年間、課税標準の特例措置*を2年間に限り講ずる。

*わがまち特例を導入（価格の2／3を参酌、1／2～5／6の範囲内で条例で定める割合）

特例対象



資料

(軽自動車税の税率引上げ)

平成 26 年 3 月 27 日
横浜市財政局

平成26年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日
自由民主党・公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

（1）車体課税の見直し

税制抜本改革法第7条第1号力の規定及び平成25年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

① 自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時において、平成22年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げるのこととし、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成26年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

② 自動車税については、平成25年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の収税規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

③ 軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあっては1.5倍に、その他の区分の車両にあっては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

軽自動車税の見直し（案）

○ 原付（第444条第1項第1号）、軽二輪（第2号）及び小型二輪（第3号）

平成27年度分から、標準税率を約1.5倍（最低2,000円）に引上げ。

車種区分		標準税率	
		現行	改正案
原付	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	50cc超90cc以下	1,200 円	2,000 円
	90cc超125cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400 円	3,600 円
小型二輪（250cc超）		4,000 円	6,000 円

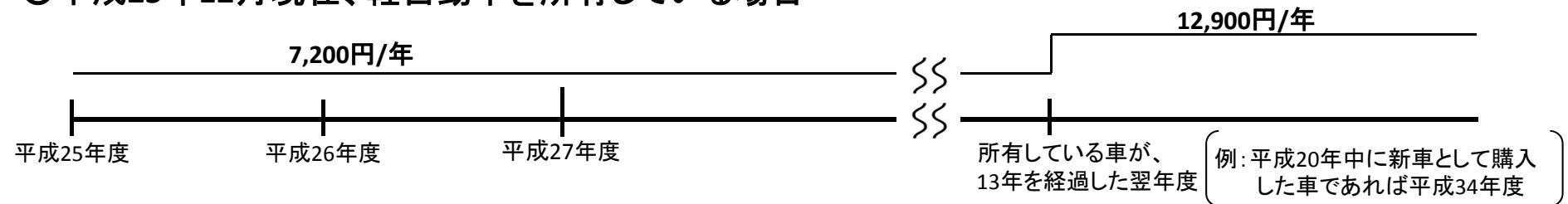
○ 軽自動車及び小型特殊自動車（第2号）

- 平成27年度分から、軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車にあっては1.5倍、その他の区分の車両にあっては約1.25倍に引上げ。
※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用（平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率のまま）。
- 平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入。

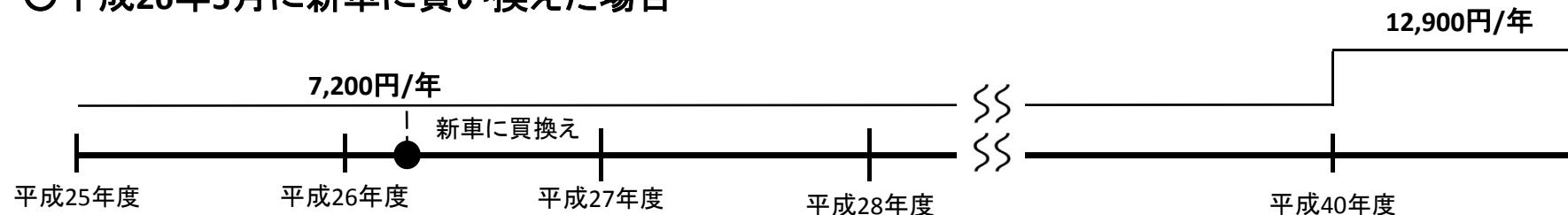
車種区分		標準税率		重課税率（②）
		現行	改正案（①）	
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円
		営業用	5,500 円	6,900 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円
二輪（再掲）		2,400 円	3,600 円	—

軽自動車税の税負担の変化（自家用・乗用の例）

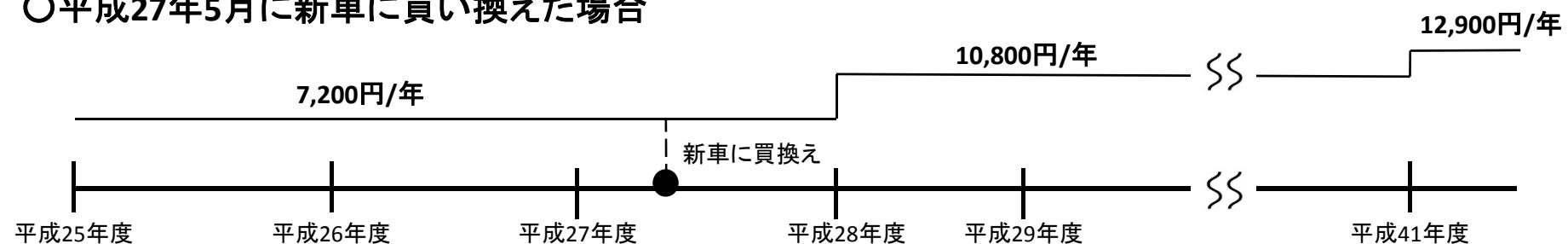
○平成25年12月現在、軽自動車を所有している場合



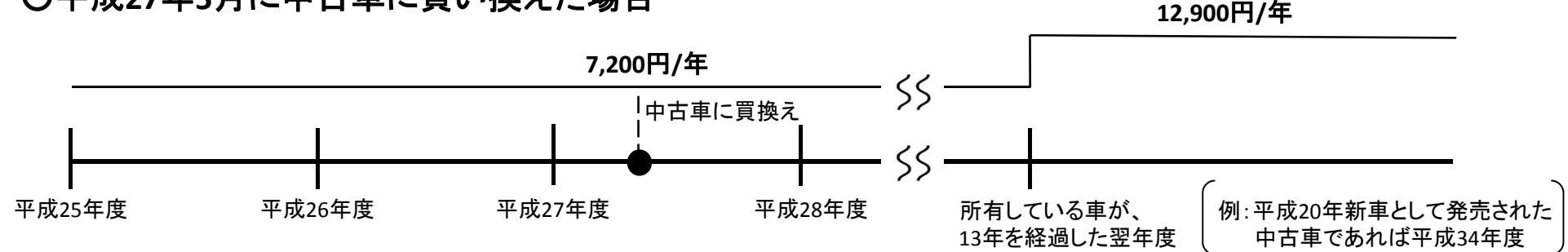
○平成26年5月に新車に買い換えた場合



○平成27年5月に新車に買い換えた場合



○平成27年5月に中古車に買い換えた場合



小型特殊自動車について

1. 概要

○特殊自動車であって、以下のもの。

- ①「農耕作業用」の特殊自動車のうち、最高速度35km毎時未満のもの（課税台数：181万台）
- ②「その他」の特殊自動車のうち、最高速度15km毎時以下のもので、次の規格であるもの（課税台数：28万台）
 - (1)長さ：4.70m以下
 - (2)幅：1.70m以下
 - (3)高さ2.80m以下

農耕作業用のもの	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機 等
その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、フォーク・リフト 等

※①、②以外の特殊自動車は大型特殊自動車となり、事業の用に供しているものは固定資産税の課税対象となる。

2. 課税関係

- ① 小型特殊自動車の標準税率は、地方税法第444条第1項第2号において「軽自動車及び小型特殊自動車」として一括して規定。
- ② 同条第3項において、同条第1項第2号の区分により難いものについては、地方団体における条例において税率を定めることができる旨規定。
→ ほとんどの市町村が旧条例準則に規定されていた税率（農耕作業用自動車：1,600円、その他のもの：4,700円）を参考にして、条例において税率を設定。

3. 平成26年度改正における対応

- ・ 小型特殊自動車の税率について、農耕作業用のもの、その他のもの等に区分して軽自動車とは別に税率を定めている市町村にあっては、改正後の軽自動車税の税率と均衡を失しないようそれぞれの区分に応じて適切な見直しを行う必要がある。

本市における軽自動車の税率

(単位:円)

			現行	(参考)地方税法 改正後の税率
原動機付自転車 (条例第73条第1号)	50cc以下		1,000	2,000
	50cc超90cc以下		1,200	2,000
	90cc超125cc以下		1,600	2,400
	ミニカー		2,500	3,700
軽自動車 (同条第2号)	二輪(125cc超250cc以下)		2,400	3,600
	三輪		3,100	3,900
	四輪以上	乗用	営業用	5,500
			自家用	7,200
		貨物用	営業用	3,000
			自家用	4,000
	専ら雪上を走行するもの		2,400	—
小型特殊自動車 (同条第3号)	農耕作業用のもの		1,600	改正後の軽自動車税の税率と均衡を失しないようそれぞれの区分に応じて適切な見直しを行う
	その他		4,000	
小型二輪(250cc超)(同条第4号)			4,000	6,000

【1. 法人市民税法人税割】

- 超過課税分(現行14.7%、13.5%)について、2.6%ずつ引き下げる(改正後12.1%、10.9%)ことについて

○ 地方法人課税のあり方検討委員会報告書(抜粋)

なお、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を検討する際に、地方団体の課税自主権や、課税団体にとって法人住民税法人税割が企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、課税団体が立地企業を中心とした産業育成を通じて地域の活性化に取り組んでいること等にも十分配慮して、法人住民税法人税割の制限税率(現行1.2倍)については、現行の超過課税分が確保できるよう、その引上げを検討すべきである。

【2. 耐震改修工事完了家屋に係る減額制度】

- 固定資産税の減額対象が住宅以外に拡充されたことを踏まえた、都市計画税の減額制度の拡充について

建築物の種類		減額割合	固定資産税 (地方税法)	都市計画税 【本市独自】
耐震診断が義務付けられていない家屋	住宅	2分の1	1年度間	1年度間(※)
	住宅以外	2分の1	なし	なし
耐震診断が義務付けられた家屋	地震災害時に通行を確保すべき重要道路沿道の建築物 (地震災害時に通行を確保すべき重要な道路の沿道で、一定の高さ以上の建築物等) ※1	住宅	2分の1	2年度間
	住宅以外	2分の1	<u>2年度間</u>	この部分を 新設
	多数の人が利用する特定建築物等 (昭和56年5月31日以前に建築された病院、学校、店舗、事務所等多くの人が利用する民間建築物等のうち、一定規模以上のもの)※2	2分の1	<u>2年度間</u>	

※平成23年第3回市会定例会 政策・総務・財政委員会配付資料(平成23年9月)(抜粋)

地球温暖化対策や震災対策にさらに実効性を持たせるために税制度を活用する観点から、省エネルギー対策住宅、熱損失防止改修住宅及び耐震基準適合住宅に係る都市計画税の減額措置を創設する。(以下略)

【3. 固定資産税(わがまち特例)】

● 「条例で定める割合」を判断する際の考え方について

- 対象資産に係る国の施策と市の施策との関連性
 - (例)・対象資産に係る施策が、基本的に法に沿って行われている 等
- 法令による規制等と条例等による規制等との比較考量
 - (例)・対象資産に課せられた市の規制基準が、法による規制基準と同様
 - ・対象資産の設置について、法による許可基準に依っている
 - ・対象資産に、法による特例措置(例:容積率緩和)が直接適用される
 - ・対象資産の設置について、法に定める範囲での助成を行っている。

【4. その他】

- 地方法人課税の偏在是正のために、法人住民税を一部国税化し、地方交付税として再配分することについて

平成26年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請(平成25年11月21日)(抜粋)

2 法人住民税法人税割の一部国税化への反対

11月に総務省地方財政審議会の「地方法人課税のあり方等に関する検討会」が取りまとめた報告書を踏まえ、税源の偏在是正を行うべく法人住民税法人税割を一部国税化し、地方交付税として再配分する制度の創設が検討されようとしている。

しかしながら、法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

地方公共団体間の財政力格差の是正は、国・地方間の税源配分を是正し、地方税財源を拡充していく中で行われるべきであって、法人住民税法人税割を地方間の税収の水平調整のために一部国税化し、地方交付税として再配分することは、受益と負担の関係に反し、また真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものであり、到底容認できるものではない。

なお、国の施策として法人実効税率の引下げ措置を講ずる場合には、地方にとって減収となることがないよう、地方交付税による財政調整ではなく、国の責任において確実に代替税財源を確保すること。

- これまで導入された(平成26年度税制改正分も含む)「わがまち特例」の対象資産については、「税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高める」とされた導入趣旨に照らしてどうか。

〈「わがまち特例」の対象資産〉

- ①下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設
- ②特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された同法に規定される雨水貯留浸透施設
- ③都市再生特別措置法上の都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫
- ④水防法に規定された浸水防止計画に基づく浸水防止用設備
- ⑤自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器(ノンフロン製品)
- ⑥水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液の処理施設
- ⑦大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設(テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置)
- ⑧土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設(フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置)